

# 島根県報

平成23年8月16日 (火)

第 2,316 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

# 【告 示】

平成23年9月定例県議会の招集 都市計画事業変更の認可 (2件)

(財 政 課) 2

(下水道推進課) 2

# 告示

## 島根県告示第563号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、平成23年9月12日定例県議会を松江市に招集するので、同条第5項の規定により告示する。

平成23年8月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県告示第564号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年8月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

松江市

2 都市計画事業の種類及び名称

松江圈都市計画(松江国際文化観光都市建設計画)下水道事業

松江市公共下水道

3 事業施行期間

昭和48年3月16日から平成29年3月31日まで

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和51年島根県告示第749号、昭和55年島根県告示第552号、平成11年島根県告示第236号、平成12年島根県告示第381号、平成15年島根県告示第426号、昭和52年島根県告示第793号、昭和56年島根県告示第231号、昭和57年島根県告示第649号、昭和58年島根県告示第311号、昭和62年島根県告示第277号、平成元年島根県告示第504号、平成3年島根県告示第1,019号、平成4年島根県告示第771号、平成11年島根県告示第155号、平成14年島根県告示第260号、平成15年島根県告示第471号、平成19年島根県告示第39号及び平成21年島根県告示第150号の事業地のうち松江市上東川津町、下東川津町、西川津町、黒田町、佐草町、大庭町、意宇町、乃白町、西忌部町、玉湯町布志名、玉湯町湯町及び玉湯町玉造地内において事業地を変更し、松江市東忌部町を追加する。

#### 島根県告示第565号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年8月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

安来市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - 松江圏都市計画下水道事業

安来市公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年4月1日から平成29年3月31日まで

### 4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和52年島根県告示第247号、昭和58年島根県告示第1,238号、平成元年島根県告示第470号、平成2年島根県告示第715号、平成5年島根県告示第220号、平成5年島根県告示第858号、平成7年島根県告示第805号、平成8年島根県告示第376号、平成12年島根県告示第604号、平成15年島根県告示第12号、平成21年島根県告示第168号及び平成21年島根県告示第767号の事業地のうち安来市飯島町字中島、黒井田町字高廣及び古川町字川内地内において事業地を変更する。